

第9章

「女性の活躍推進」と「男女共同参画の視点」 自治体および男女共同参画センターの調査をもとにした考察

飯島 絵理

1 本稿の趣旨と目的

女性の活躍推進は、近年、持続可能な社会を維持していく上で重要な政策課題として、各府省や自治体、男女共同参画センター等で進められている。国立女性教育会館では、急速に広がるこの取組の現状と課題を把握するため、平成27年度に、女性の活躍推進をテーマとする調査研究を実施した。この調査研究では、自治体の男女共同参画担当部局および男女共同参画センターを対象に、「連携」を軸とした取組に関する情報収集を主な目的として、記述式のアンケート調査を実施した。あわせて、それらの記述から、分野や地域等を考慮して取組の好事例を選定した上で、ヒアリング調査を行った¹⁾。なぜ連携に着目したかは、女性の活躍推進の取組に連携が欠かせなくなっているからであるが、詳細は次節以降で説明する。

そしてこの調査研究の成果を踏まえ、自治体の男女共同参画や女性活躍推進の担当部局や男女共同参画センターの職員を主な読み手として想定したガイドブックを作成した（国立女性教育会館編 2016）。また、平成28年度は、このガイドブックに掲載した取組や新たに選んだ事例を深掘りし、全体的に加筆修正した書籍を作成しているところである。

本稿では、本調査研究を通して収集した情報等をもとに、各地域、各分野で取組が進められている「女性の活躍推進」と、男女共同参画を推進する担当者が、従来、実践で重視し蓄積してきた「男女共同参画の視点」との関係性について考察する。現在、女性の活躍推進にかかわる施策は、経済、労働、農林水産業等、様々な分野において取り組まれるようになってきている。これらの動向は、あらゆる分野における男女共同参画の推進をめざす取組にとっても、かつてないほど追い風の影響を与えるものと言ってよいだろう。しかしながら、調査からは、「女性の活躍推進」と「男女共同参画の推進」は、親和性は高いといえる一方、壁もあり、多くの担当者が、この急速な大きな変化に戸惑ったり模索したりしながら奮闘している様子がうかがえた。また、2つのその関係性についての理解が、人によって様々であるなど不明瞭さがあり、混乱が生じている場合があることがうかがえた。ここでは、これらの壁や混乱が何を起因としているものなのかを考察し、これらを乗り越えて男女共同参画の推進を図るための方向性について検討する。

はじめに、この数年の間に急速に進められている女性の活躍推進に関する施策とその力点について整理し、男女共同参画の推進にかかわる施策と比較し、その相違を概観する。その上で、本調査研究のアンケート調査やヒアリング調査で得られた男女共同参画を推進する担当者の現状と課題について考察する。最後に、女性活躍推進と男女共同参画推進の親和性をより高めるために、担当者が男女共同参画の視点をどのように捉えるとよいかについて検討する。

2 女性の活躍推進にかかわる施策の広がり と男女共同参画の推進

女性の活躍推進施策の経緯

国による現在の女性の活躍推進施策の経緯をたどると、平成24年5月の「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」の開催に行き当たる。

もちろん、それまでも、「女性のチャレンジ支援策の推進について」（平成15年男女共同参画推進本部決定）、「女性の再チャレンジ支援プラン」策定（平成17年）、「女性の参画加速プログラム」（平成20年男女共同参画推進本部決定）等、女性が社会参画するための取組は数多く着手されてきたが、この関係閣僚会議以降の施策は、会議の名称にもあるように、経済の活性化、経済社会の再生を、目的として強く打ち出していることに特徴がある。本会議では、2回の会議開催の後、①男性の意識改革、②思い切ったポジティブ・アクション（積極的改善措置）、③公務員から率先して取り組む、の3つを柱とした「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画（平成24年6月）を策定した（女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議2012）。

本計画の冒頭には、「我が国経済社会の再生に向け、日本に秘められている潜在力の最たるものこそ『女性』であり、経済社会で女性の活躍を促進することは、減少する生産年齢人口を補うという効果にとどまらず、新しい発想によるイノベーションを促し、様々な分野で経済を活性化させる力となる」（p1）とあり、女性活躍のための取組が、労働市場や産業分野等、経済社会へインパクトを与える戦略として位置づけられているのがわかる。本計画は、国家戦略としての「日本再生戦略」（平成24年7月閣議決定）にも重点施策として反映された（国家戦略会議2012）。

これらは、野田第1次改造内閣のもと行われた政策であるが、続く平成24年12月に発足した第2次安倍内閣以降では、同様の位置づけの施策が、さらに強力に進められるようになっていく。平成25年2月から「若者・女性活躍推進フォーラム」を開催、5月には「我が国の若者・女性の活躍推進のための提言」を取りまとめた（若者・女性活躍推進フォーラム2013）。同年の「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）から「日本再興戦略2016」（平成28年6月閣議決定）まで、また「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月閣議決定）から「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」（平成28年6月閣議決定）までにおいても、女性の活躍推進は、成長戦略の中核に位置づけられている（内閣官房日本経済再生総合事務局2016、内閣官房まち・ひと・

しごと創生本部 2016)。

また、平成 26 年 10 月には、「様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である『女性の力』が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながるよう」²⁾、内閣に、すべての国務大臣を本部員とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、「すべての女性が輝く政策パッケージ」が取りまとめられた。この本部では、平成 27 年 6 月に「女性活躍加速のための重点方針 2015」、平成 28 年 5 月に「女性活躍加速のための重点方針 2016」を策定した(すべての女性が輝く社会づくり本部 2015、2016)。さらに、平成 28 年 4 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が施行され、国や地方公共団体、労働者が 301 人以上の民間事業主は、事業主行動計画の策定・公表等が義務づけられることとなった³⁾。以上のように、この数年の間に、女性の活躍推進は、国の最重要課題の 1 つとして、経済社会の活性化や地方再生に向けた施策の一環として取り組まれるようになってきている。

女性の活躍推進にかかわる施策の新たな力点と男女共同参画推進

このような女性の活躍推進にかかわる施策において、それ以前の女性の社会参画にかかわる施策と比べて特に重視されていることが、おおまかに言って 2 点ある。1 つは、先に述べたように、経済社会の活性化をめざしている点である。女性の社会参画を経済成長の戦略として捉え、これを成果目標とする事業も多い。2 つ目として、この目標の達成をめざすにあたり、関連機関による連携、ネットワークを構築あるいは強化することが重視されている点である。これら 2 つの新たな力点は、先に述べたように従来の男女共同参画の推進の担当者にとって戸惑いや模索の要因となっていると考えられる。

これらの力点と男女共同参画の推進がめざしていることとの相違を整理するために、ここで改めて、第 4 次男女共同参画基本計画(平成 27 年 12 月閣議決定)の基本的な方針を確認しておく(内閣府男女共同参画局 2015)。

本計画では、めざすべき社会として、「①男女が自らの意思に基づき、個

性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会、④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会」(p1)の4つを提示している。また、本計画において改めて強調している視点として、「①あらゆる分野における女性の活躍、②安全・安心な暮らしの実現、③男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、④推進体制の整備・強化」(p2)を挙げている。

本計画の方針が、先にみた女性の活躍推進の経緯や力点と直接的には重なっていないのは、上記めざすべき社会の②と、強調している視点の①および③と言えるだろう。現在の女性の活躍推進にかかわる施策は、先述のように経済政策を主としているため、当然ながら人権の尊重や個人の尊厳を第一の目標としているのではない。また、上記②は、非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援や、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を含むものであり、③は、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入や、防災・復興における女性の参画とリーダーシップにかかわる基盤整備を含んでいるが、これらも女性の活躍推進施策の直接的な重点事項ではない。先に示した「女性活躍加速のための重点方針2016」には、本計画の方向性も踏まえて、多様な分野における女性の活躍や、活躍を支える安全・安心な暮らしの実現についてもふれられてはいるが、実際の政策の重点は経済・産業分野にあるのが実情であろう。

一方、これら以外の目標や視点(①、③、④、①、④)は、経済社会の活性化が第一の目標ではないものの、女性の活躍推進施策の取組内容や方向性と十分に重なるものである。したがって、男女共同参画の推進のためには、これらの女性の活躍推進と重なる取組を通して、様々な分野における女性の参画を拡大させること、またそれに加え、女性の置かれた多様な現状に対す

る支援も行っていく必要があると言える。つまり、DV被害、貧困、無業、非正規雇用等、困難な状況にある女性への支援や、これらを生み出す諸問題の解決に向けても取り組んでいくことが不可欠である。

さらには、女性の活躍推進の主な取組分野である経済や産業の分野についても、男女共同参画の視点からみると、単に働く女性を増やして労働力率を高めることや、子育てしながら家計補助的で不安定な非正規雇用で働く女性を増やせばよいのではない。一人ひとりの女性のキャリア形成に寄り添う支援や、各分野において意思決定過程に参画しようとする女性を支える支援に力を注がなくてはならない。男女の格差や人権の侵害を問う取組をとまなうものである。

女性の活躍推進施策の2点目の力点として挙げた連携・ネットワークの構築、強化であるが、経済・産業分野において女性の活躍を推進していくためには、これまで連携が十分ではなかった企業や経済団体、金融機関等と自治体が協力するための新たな体制づくりが必要となっている。それに加え、これらの体制づくりのためには、自治体内の関連部局の連携や、都道府県と市町の連携、自治体と男女共同参画センターの連携等、地域でのつながりを多面的に見直し、地域の実情にそって再構築することが、効果的な取組の鍵をにぎるようになってきている。

内閣府男女共同参画局の基本問題・影響調査専門調査会では、このような連携・ネットワークは、「単なる情報共有のための連携体制ではなく、それぞれの主体が連携し、課題を共有し、協働して事業を推進していく新しいネットワーク」であり、「従来型の男女共同参画社会づくりでは必ずしも主要なプレーヤーとしては位置付けられてこなかった商工会・商工会議所等の地域経済団体、地域銀行、信用金庫、信用組合等の地域金融機関、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の農林水産団体、経済産業局、労働局等の国の地方機関、地域経済をけん引している個別の主要な企業、地域資源と市場ニーズ等とのマッチング等を行っているNPO等の参加が不可欠」で、「それぞれの主体がその得意とする役割を自主的に果たしつつ、緊密な連携・協働の

下、全体として隙間のない横断的・総合的な支援体制を構築することが必要である」(男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会 2014:10-11)と提言している。

以上のように、女性の活躍推進と男女共同参画の推進は、めざす目標や取組の内容に、共通する部分と直接的には重ならない部分がある。また、つながりやネットワークの連携先、方法、内容も、今までは重なってこなかった部分が多くある。担当者は、これらを地域の実情に合わせて整理し、理解した上で、必要な策を講じていかななくてはならないと言える。

3 自治体の男女共同参画担当部局や男女共同参画センターの現状・課題

国による交付金事業の概要

地域における女性の活躍推進にかかわる取組は、平成25年度より毎年、交付金が交付されている。以下に示す実施主体数を見るとわかるように、大半の都道府県で事業が開始されている⁴⁾。交付金での事業が終了した後は、縮小や見直しを行って独自の予算で継続している場合が多いようである。

女性活躍推進に係る交付金等

「地域女性活躍加速化交付金」

平成25年度補正予算 29団体(都道府県15、市4、法人等10)

「地域女性活躍推進交付金」

平成26年度補正予算 86団体(都道府県37、区市町49)

平成27年度補正予算 72団体(都道府県34、市38)

「地域における女性活躍推進モデル事業」

平成26年度 7団体(都道府県2、法人等5)

平成27年度 5団体(法人等5)

(内閣府男女共同参画局HPより抜粋。「地域女性活躍推進交付金」および「地域における女性活躍推進モデル事業」は平成28年度も実施中)

都道府県の女性活躍推進の事業の体制は、調査からわかるところでは、男女共同参画を担当している部局が事業の一部として担う場合が一番多いが、

事業を行うにあたり改組し、男女共同参画担当部局とは別に女性活躍推進の部局を立ち上げている自治体や、立ち上げた女性活躍推進担当部局の中に男女共同参画推進を業務の1つとして位置づけている自治体もある。いわゆる女性活躍推進の担当部局は、主に経済団体や企業とのつながりをつくり、企業への働きかけや、企業で働く女性のリーダー育成を担当するものであり、その他の分野の取組、例えば、農林水産業に携わる女性の支援や女性の起業支援等にかかわる取組は、別の所管が担当となっている場合がほとんどである。

これらの交付金による事業の実施にあたっては、前節で2つの力点として挙げた、経済社会の活性化を目的とすること、および地域で連携することが前提となっている。例えば、「地域女性活躍加速化交付金交付要綱」（平成26年2月制定）では、交付の目的を「地域経済の活性化を図るため、企業等における女性の登用や女性の創業等に向けた地域ぐるみの取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、女性の活躍を加速すること」として、この2点を盛り込んでいる⁵⁾。また、平成28年度「地域女性活躍推進交付金公募要領」には、対象となる事業の条件の1つを、女性の活躍推進に関する施策についての計画に基づく女性の活躍推進に資する取組の実施とし、その取組例として、①多様な主体による連携体制の構築のもと取り組む事業、②女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備に向けた事業、③女性活躍推進法に基づく協議会等を活用した継続就業を支援するしくみづくりの3つを挙げている⁶⁾。これらの例3つとも、形態や手法の異なる連携にかかわることであり、対象となる取組には連携が不可欠なことがうかがえる。

自治体が組織する新たな推進体制の規模や団体数は、地域の実情によりさまざまであるが、構成団体は、次のような組織からなっている（地域による団体名は多少異なるが、以下には一般的なものを示す）。

推進体制の一般的な構成団体・組織

- ①地域経済団体：商工会議所連合会 / 商工会議所、商工連合会、経営者協会、経済同友会、中小企業団体中央会 / 中小企業団体、中小企業家同友会、個別の企業
- ②金融団体：銀行 / 銀行協会、信用金庫協会、日本政策金融公庫支店、金融系研究所
- ③労働団体：労働局、労働組合総連合会、労働者福祉協議会
- ④産業関連団体：農業協同組合中央会、漁業協同組合連合会、森林組合連合会、産業支援機構、産業振興機構
- ⑤大学：地域の大学、大学コンソーシアム
- ⑥男女共同参画センター（都道府県・市町）
- ⑦NPO法人：男女共同参画、子育て支援
- ⑧その他の法人：中小企業診断士会
- ⑨自治体：当該自治体、市長会、町村会

ネットワークの団体数は、当該自治体のほかは1団体の場合もあれば、20団体以上で構成されている場合もある。たとえ1団体であっても、各団体は企業等の複数の組織から構成されている場合が多く、その1団体と着実につながることで、地域全体につながりを広げることができる。これらの新たな推進体制の構築とあわせて、既存の男女共同参画にかかわる審議会や協議会の組織には、新たに経済・産業・金融等の分野の担当部局や機関を加える場合もある。都道府県レベルだけでなく市町レベルでも、近隣市町の連携や、小さな単位の組織や複数の組織を束ねたつながり等を組み合わせた組織づくりをしている地域もある。各自治体では、まずこのような推進体制を構築した後、この体制を活用して、経営者や管理職の男性を対象とした意識醸成や、企業で働く女性を対象としたリーダー育成等を行っている。

自治体や男女共同参画センターの課題

冒頭でもふれた平成27年度の調査研究では、自治体の男女共同参画担当部局と男女共同参画センターを対象に、情報収集を目的としたアンケート調査を実施した。分野は、経済分野に限らず、男女共同参画の推進のために取り組むと考えられる多様な分野を挙げた。それらの分野は、①企業等における女性の人材育成、管理職への登用促進、②女性の起業・創業の支援、③女

性の学び直し・再就職の支援、④若年女性（大学生まで）のキャリア形成支援、⑤地域自治、防災等、地域における女性の人材育成、意思決定過程への参画、⑥農林水産業に携わる女性の人材育成、⑦様々な生活上の困難に直面する女性に対する支援（シングルマザー、貧困女性等）、⑧男性を対象とした取組（男性管理職へのアプローチ、家庭・地域への参画促進等）、の8つに分けた。

自治体の場合、これらの分野は、調査票の記入を依頼した男女共同参画担当部局で行っている取組に限らず、庁内全体の取組についてたずねた。回答機関数が多いのは、順に、③女性の学び直し・再就職の支援、②女性の起業・創業の支援、⑤地域自治、防災等、地域における女性の人材育成、意思決定過程への参画であった。また、回答機関数は多くはないが、農村女性の支援については、取り組んでいる地域は、それぞれに工夫して充実した事業を実施している様子がうかがえた。農業が重要な産業である自治体では、6次産業化や地域の活性化のために農村女性の起業に期待がかかっていることが想像される。

アンケート調査では、「地域において、関連機関と『実効性ある連携』をして効果的な取組を行っていく上での課題」についても質問した。ここでは、いくつかの回答例を、課題の段階や内容によって分けて示す。まず、連携する前段階の課題としては、「どこの機関とどのような連携をしていけばよいかという先進事例がない」「効果的な連携先がわからない」「各機関の取組の現状・課題等の理解ができていない」等がある。

次に、連携した後の課題としては、最も多い回答はやはり、めざす目標が異なることに関してであった。例えば、「行政の経済担当部局や経済団体との連携が多くなっているが、最終的な目的が異なっているため、連携の意義や対象、ねらう効果などを常に検討し続ける必要があると感じている」「女性の抱える現状や支援方法について認識を同じくしていないと、講座を開催した時に認識の差が生じてしまう。民間企業との共催は、共通認識を得ることが非常に難しいと感じた」「男女共同参画の意義を関連機関と共有できているとは言えないこと」「固定的な慣習の何が問題なのかを理解してもらう

こと」等である。連携先とめざす目標が異なることをどのように対処しつつ男女共同参画推進の目標に向かっていくか、また、男女共同参画推進の意義について、連携先の理解を深めるにはどのように説明すればよいかということが挙げられている。その他には、「連携先が一堂に会する機会を設けることが難しい」「一過性の連携で終わらぬよう、先を見据えた連携体制づくりをしている必要がある」「各連携機関にもそれぞれの使命や規則があり、実施に至るまでの諸条件をすり合わせるのに時間がかかる」「連携することによってどれだけのメリットを感じてもらえるか」等、実質的な連携を深めるために模索していることがうかがえる。

これらを見ると、連携前の段階で立ち止まっている状況のものから、さらに有効な連携を検討している状況のものまで、課題の質に差があることがわかり、地域によって取組自体に格差が生じてきていることも懸念される。

ヒアリング調査から、ここでは、より効果的に男女共同参画の推進を図るために、新たな協力関係や連携を試みた自治体および男女共同参画センターの4つの事例を取り上げ、簡単に紹介する。

A県では、再就職を希望する子育て中の女性の課題が、就職先を見つけることだけでなく、待機児童の問題等で子どもの預け先が見つかりにくいことや、就労中断による今後のキャリア形成や就職後の仕事と子育ての両立に対する不安などが複合的に絡み合っていることを踏まえ、ワンストップ支援の拠点を設置している。この拠点では、キャリアカウンセラーやハローワーク相談員による相談や職業紹介、各市町の保育情報の提供、就職に役立つセミナーの開講、就職活動中や就職後1年間の保育の提供、ひとり親自立支援等、必要な情報やアドバイスを1か所で得られるようにした。この拠点を所管する男女共同参画担当部局は、関連する部局や労働局、キャリアカウンセリングや保育の委託先企業等、庁内外の関連機関によるミーティングを定期的に行き、効果的な協力体制を維持できるよう情報共有を図っている。

B市の男女共同参画センターでは、経済的に困窮する若い未婚女性への支援が十分でないことに着目し、若年無業女性を対象に、講座と社会参加体験、

就労体験（中間的就労）、メルマガによる情報発信等を組み合わせたプログラムを実施している。就労体験にあたっては、若者の就労支援の専門機関である若者サポートステーションと連携し、実習生への個別相談や支援者によるケース検討会議を行いながらきめ細かな対応をしている。社会参加体験は、協働事業等で今までにつながりのある NPO 法人や企業に声をかけて依頼している。また、実習生への手当は、寄附を募って資金を集めるとともに、市民や団体の理解促進を図り、事業を支える側に巻き込む工夫をしている。

C 市の男女共同参画センターでは、これまで企業とのつながりや事業実施のノウハウがなかったため、新たに企業を対象とした事業を開始するにあたり、まずは、地域の経済団体に経営者・管理職と女性従業員を対象としたセミナー開催の事業を委託した。センターおよび市の職員は、毎回、オブザーバーとしてセミナーに参加することで、センター事業の広報をしたり、参加者のニーズを把握して情報を収集し、その後、事業所の認証制度等の独自の取組を広げている。一方、事業を受託した経済団体も、好評だった事業をモデルとして県域でもセミナーを実施するほか、県レベルの推進体制の構築を主導するなど取組が広がっている。

D 市は、市民活動が活発であるが、自治会の影響力も依然として強い地域である（自治会長はほぼ男性）。市内の男女共同参画センターにおいて防災まちづくりの女性リーダー養成講座を実施するにあたり、修了生が実際に各居住地区で活躍できる環境が整っていないのでは意味がないと考え、それまでつながりのなかった自治会を所管する自治体の担当部に相談した。担当部局職員の助言もあり、養成講座の募集において、自治会等の地縁団体の推薦があると優先して選考されることとし、参加者には、講座受講前に自治会長とのつながりをつくることを促した。推薦した自治会長や相談を受けた自治体の自治会担当部局にとっては、講座の実施や地域の女性の参加を知ることにもなった。男女共同参画の視点をもった防災にかかわる女性リーダーを養成するとともに、修了生が、防災活動を通して居住地区の自治会活動に参画していくためのきっかけをつくっている。

これら4つの事例は、様々な分野での男女共同参画の推進を図るために、どの機関とつながり、何を担ってもらうことで目的が達成しやすくなるかを検討して関連機関とつながり、課題を乗り越えたケースと言える。

4 男女共同参画の推進に向けて

本稿では、この数年の女性活躍推進の大きな流れの中で、その関係性がいまいになってきている男女共同参画の推進について、その方向性や視点の相違について整理し、女性の活躍推進を行っている自治体の男女共同参画担当部局や男女共同参画センターにおける特に連携にかかわる現状と課題を明らかにした。冒頭で示したように、具体的な取組事例については、調査研究の成果物を参照されたい。そこに掲載した取組事例では、各取組の男女共同参画推進の工夫や視点がわかるよう記述を試みている。

現在の女性活躍推進は、施策が取り組まれてきた経緯からすると、男女共同参画の推進とはめざす最終目標が異なる。しかし、決して相反するものではなく、また女性の社会参画を促進するその過程は、共有し得るものと言えるだろう。本稿において確認したように、男女共同参画の推進のためには、それに加えて、生活上の困難に直面する女性を含め、多様な女性の実情に対応する支援等にも注力しなければならない。つまり、男女共同参画の視点の軸は、個人のエンパワーメントにあり、めざす社会の形成も、多様な個々の女性のエンパワーメントが基礎にあることに留意することが必要と言えるだろう。女性の活躍推進にかかわる国の施策を、各地域において具現化する際には、この視点を取組に含めていくことは可能であろう。

新たな連携やネットワークの構築は、女性活躍推進の施策だけでなく、今後の男女共同参画推進のためにも有効であり、不可欠な手段と言える。なぜなら、1つ目に、前項のA県およびB市の事例に見るように、女性の置かれた実状や社会課題が、時代の流れとともにますます多様化かつ複合的になっており、その対応には各分野の専門性を持った人材や機関の力を借り

るほうが、効果的あるいは効率的だからである。また、2つ目に、前項のC市およびD市の事例に見るように、あらゆる分野において男女共同参画を推進していくためには、各分野の要となる人や機関、担当部局等とつながりをつくるのが、波及・浸透という側面からも有効だからである。女性の活躍推進にかかわる連携の課題として前項に挙げられているように、目標や現状に対する捉え方の異なる機関と連携するのは、大きな労力を要する。しかし、今回の調査研究のヒアリング調査においても、地道な労力を割いて必要なつながりをつくり、そのつながりをうまく取組に活かしているケースは、その労力を上回る連携の効果が生まれていることがうかがえた。

経済社会の活性化や地方再生等の喫緊の課題の解決に、女性の活躍推進が直結していることが認知されていくほど、一方で、男女共同参画推進にかかわる事業のなかには、ともすれば実施の優先順位が低くなる取組もでてくるであろう。そのような場合にも、地域の関連機関（社会関係資本）の活用のしかたを改めて検討することで効率化を図りつつ、取組の強化・深化につなげていくこともできるのではないだろうか。女性の実情が多様化、複合化するなか、男女共同参画を推進する職員には、課題を掘り起こす力、個々の女性のニーズを見極める力、適切な連携機関とつながり進んでいく力等、高度な力量がますます必要となっている。

注

- 1) アンケート調査は、男女共同参画センター 382（調査時点である平成 27 年 7 月現在の国立女性教育会館「女性関連施設データベース」調査によるすべての当該施設）、および自治体（都道府県・政令市・中核市・特例市・特別区・その他の県庁所在地、計 178）を対象に実施した（都道府県には市町村の取組の状況も質問した）。ヒアリング調査は、アンケート調査やその他の情報収集から好事例を選定し、自治体の関連部局や男女共同参画センター等を対象に行った（調査機関数 21、同じ自治体の異なる部局を数に含めると 31 か所）。

- 2) すべての女性が輝く社会づくり本部 『『すべての女性が輝く社会づくり本部』について』首相官邸ホームページ http://www.kantei.go.jp/jp/headline/brilliant_women/#c001
- 3) 女性活躍推進法により義務づけられた雇用労働者 301 人以上の企業の一般事業主行動計画策定届出状況は、平成 28 年 9 月 30 日現在、99.2%となっている（厚生労働省調べ）。
- 4) 地域女性活躍推進交付金による事業の実施団体および取組の内容等については、内閣府男女共同参画局の以下 URL 参照。 http://www.gender.go.jp/policy/chihou_renkei/index.html#s_kofukin
- 5) 「地域女性活躍加速化交付金交付要綱」（平成 26 年 2 月 17 日施行）http://www.gender.go.jp/policy/chihou_renkei/kofukin/pdf/kofu_yoko.pdf
- 6) 「地域女性活躍推進交付金公募要項」（平成 28 年 10 月 16 日施行）http://www.gender.go.jp/policy/chihou_renkei/kofukin/h28/pdf/suishin_kobo_honbun.pdf

参考文献

- 国立女性教育会館編 2016 『地域における女性の活躍推進 実践ガイドブック——地方公共団体や男女共同参画センターの新たな連携と役割』国立女性教育会館
- 国家戦略会議 2012 『日本再生戦略～フロンティアを拓き、「共創の国」へ』
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/npu/pdf/20120731/20120731.pdf>
- 女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議 2012 『『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画～働く「なでしこ」大作戦～』<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/npu/policy09/pdf/20120626/keikaku.pdf>
- すべての女性が輝く社会づくり本部 2015 『女性活躍加速のための重点方針 2015』
http://www.kantei.go.jp/jp/headline/brilliant_women/pdf/20150626honbun.pdf
- 2016 『女性活躍促進のための重点方針 2016』<http://www.gender.go.jp/>

Ⅲ NWEC 実践報告

policy/sokushin/pdf/jyuten2016_honbun.pdf

男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会 2014 『地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について～多様な主体による女性活躍のための地域ネットワークの構築を～』 http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kihon/kihon_eikyouto/pdf/01_chosakai_honbun.pdf

内閣官房日本経済再生総合事務局 2016 『日本再興戦略 2016』 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_hombun1.pdf

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部 『まち・ひと・しごと創生基本方針 2016』 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/h28-06-02-kihonhousin2016hontai.pdf>

内閣府男女共同参画局 2015 『第4次男女共同参画基本計画』 http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/pdf/print.pdf

若者・女性活躍推進フォーラム 2015 『我が国の若者・女性の活躍推進のための提言』 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ywforum/pdf/teigen.pdf>

(いじま・えり 国立女性教育会館研究国際室研究員)